



2025 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 百五銀行
代 表 者 名 取締役頭取 杉浦 雅和
コード番号 8368 東証プライム、名証プレミア
問 合 せ 先 経営企画部長 西川 孝則
(TEL 059-227-2151)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株主優待制度の変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 株主優待制度変更の理由

当行では、株主さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資魅力を高め、贈呈する三重県ゆかりの名産品を通じて、地域の魅力発信や地域経済の活性化に貢献することを目的に株主優待制度を実施しております。

このたび、多くの株主さまに当行株式を長期にわたり継続的に保有していただくことを目的として、株主優待制度を変更することにいたしました。

2 株主優待制度変更の内容

項目	変更前	変更後
株式保有期間	条件なし	株式保有期間 1 年以上 (注 1)
保有株式数	1,000 株以上	1,000 株以上 (変更なし)
優待内容区分	【保有株式数で区分】 ・ 1,000 株以上 5,000 株未満 → 3,000 円相当の三重県ゆかりの名産品 ・ 5,000 株以上 → 5,000 円相当の三重県ゆかりの名産品	【株式保有期間で区分】 ・ 1 年以上 3 年未満 → 3,000 円相当の三重県ゆかりの名産品 ・ 3 年以上 (注 2) → 5,000 円相当の三重県ゆかりの名産品

注 1 : 「株式保有期間 1 年以上」とは、毎年 3 月末時点および 9 月末時点の当行株主名簿に同一株主番号で連続して 3 回以上記録され、かつ毎回 1,000 株以上保有している場合をいう。

注 2 : 「株式保有期間 3 年以上」とは、毎年 3 月末時点および 9 月末時点の当行株主名簿に同一株主番号で連続して 7 回以上記録され、かつ毎回 1,000 株以上保有している場合をいう。

3 株主優待制度の対象者となる株主さま

毎年 3 月末日を基準日とし、当行株主名簿に記載された 1,000 株以上保有の株主さまのうち、株式保有期間 1 年以上の株主さまとします。

なお、「株式保有期間 1 年以上」とは、毎年 3 月末時点および 9 月末時点の当行株主名簿に同一株主番号で連続して 3 回以上記録され、かつ毎回 1,000 株以上保有している場合をいいます。

4 株主優待制度変更の時期

2026 年 3 月末日を基準日とする株主優待制度より、変更後の新制度を適用いたします。
ただし、2026 年 3 月末日の基準日において、継続保有期間が 1 年未満であっても、
2025 年 4 月～2025 年 9 月末の間に当行株式を 1,000 株以上購入された株主さまに限り、
1 年間継続保有しているとみなし、優待品をご提供します。

5 株式保有期間の判定について

- (1) 優待内容を区分する株式保有期間の判定は、毎年 3 月 31 日を基準日として判定をいたします。なお、初回は 2026 年 3 月 31 日となります。
- (2) 優待内容区分における「1 年以上」とは、毎年 3 月末時点および 9 月末時点の当行株主名簿に同一株主番号で連続して 3 回以上記録され、かつ毎回 1,000 株以上保有している場合をいいます。
- (3) 優待内容区分における「3 年以上」とは、毎年 3 月末時点および 9 月末時点の当行株主名簿に同一株主番号で連続して 7 回以上記録され、かつ毎回 1,000 株以上保有している場合をいいます。

6 移行措置の実施について

2026 年 3 月末日の基準日において、下表の株主さまには、それぞれ新制度への移行期間を設け、移行期間中は現行水準の優待品をご提供します。(別紙 1 もご参照ください)

対象株主さま	特記事項
2025 年 9 月末日時点で 保有株式数が 1,000 株以上 5,000 株未満の株主さま	2026 年 3 月末日の基準日において、継続保有期間が 1 年未満であっても、2025 年 9 月末日時点の保有株式数が 1,000 株以上 5,000 株未満の株主さまには、移行措置として、1 年間継続保有しているとみなし、新制度の株式保有期間「1 年以上 3 年未満コース」の優待品をご提供します。 ただし、移行期間中（2025 年 9 月末日～2026 年 3 月末日）において、継続して 1,000 株以上保有していることを要件とします。
2025 年 9 月末日時点で 保有株式数が 5,000 株以上の 株主さま	2026 年 3 月末日の基準日において、継続保有期間が 3 年未満であっても、2025 年 9 月末日時点の保有株式数が 5,000 株以上の株主さまには、移行措置として、継続保有期間が 3 年（最長 2029 年 3 月末日まで）に達するまで、新制度の株式保有期間「3 年以上コース」の優待品をご提供します。 ただし、移行期間中（2025 年 9 月末日～2028 年 3 月末日）において、継続して 5,000 株以上保有していることを要件とします。

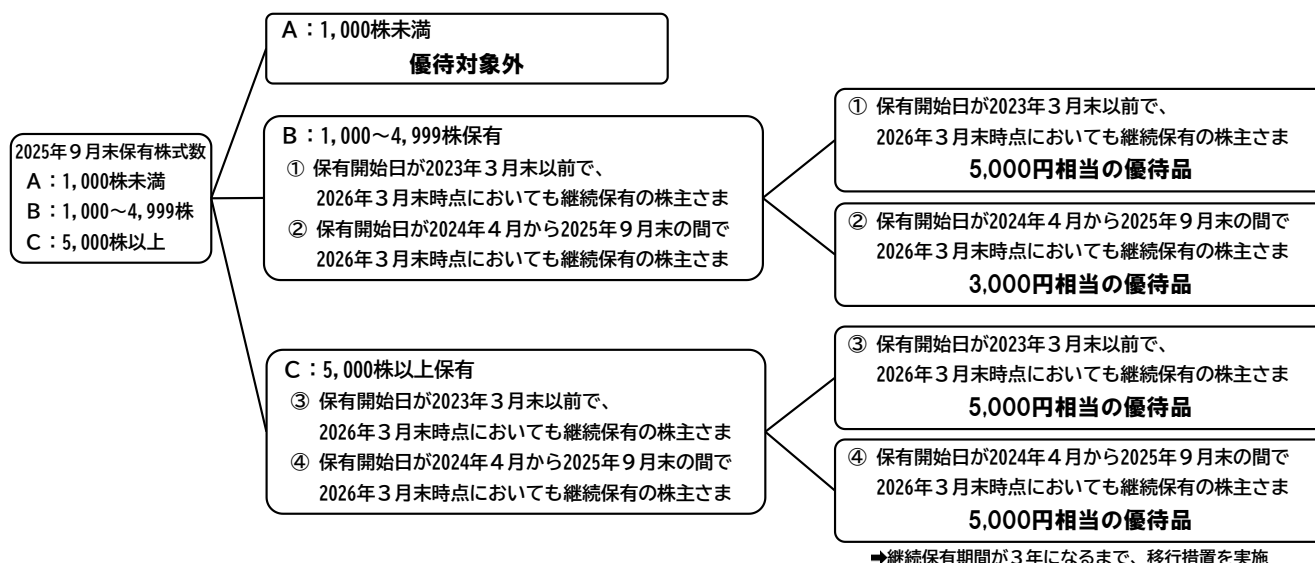
以 上

【本件に関する問い合わせ先】 TEL : 059-223-2305

総務部 総務課（担当：下村・中村）

【別紙 1】株主優待制度変更にかかる補足説明

1 2025 年 9 月末日を基準日とするフローチャート



2 株主優待制度の変更に関するQ & A

No.	ご質問	回答
1	「継続保有」とはどういう意味ですか。	株式の保有開始日から各基準日まで、1,000 株以上または5,000 株以上の株式を保有し続けている状態（保有株式数が1,000 株または5,000 株を下回らない状態）を指します。
2	株主優待制度の変更により、株主側で対応すべき手続きや申請はありますか。	株主さま側でご対応いただくことはございません。
3	2026 年 3 月末日時点で5,000 株を保有していますが、保有期間が1年以上3年未満の株主は、3,000 円相当の優待品となるのですか？	2025 年 9 月末日より5,000 株を継続保有されていれば、移行措置を実施しますので、5,000 円相当の優待品を提供します。 ただし、保有開始日が2025 年 10 月 1 日以降の株主さまは対象外となります。
4	2026 年 3 月末日時点で1,000 株を保有していますが、保有期間が1年未満の株主は、優待の対象外になるのですか。	保有期間が1年未満であっても、2025 年 9 月末日より1,000 株以上を継続保有されていれば、移行措置を実施しますので、3,000 円相当の優待品を提供します。 ただし、保有開始日が2025 年 10 月 1 日以降の株主さまは対象外となります。
5	2026 年 3 月末日以降、新たに株式を買い増した場合、保有株式の一部を売却した場合はどうなりますか。	新制度の株主優待では、毎年3月末日を基準として、当社株主名簿に記載された1,000 株以上保有の株主さまのうち、 継続して1,000 株以上を1年以上保有する株主さまが対象 となります。期中で買い増した場合、また株式の一部を売却された場合には、 毎年3月末日時点での1,000 株以上の継続保有期間に応じて優待品を提供します。